

平成25年2月定例会 総務委員会（付託）

平成25年3月1日（金）

〔委員会の概要 県民環境部関係〕

南委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（13時17分）

これより、県民環境部関係の審査を行います。

県民環境部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から、追加提出議案について説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【追加提出議案】（資料①）

- 議案第65号 平成24年度徳島県一般会計補正予算（第8号）

【報告事項】 なし

妹尾県民環境部長

それでは、お手元にお配りしております総務委員会説明資料（その3）によりまして、2月定例県議会に追加提出いたしました県民環境部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

今回、御審議いただきます案件は、平成24年度歳入歳出補正予算及び繰越明許費となっております。

説明資料の1ページをお開きください。

まず、一般会計の歳入歳出予算についてでございます。

一般会計の補正総額は、総括表一番下の計欄の左から3列目の欄に記載のとおり、8億7,848万5,000円の減額をお願いしておりまして、補正後の予算総額は47億3,694万7,000円となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。

次に、各課別の主要事項につきまして、主なものを御説明いたします。

まず、県民環境政策課関係でございます。

上から5段目、（目）計画調査費では、県民協働室の事業であります①県民活動推進費等の所要額の確定により、また、その下6段目の（目）青少年女性対策費では、①青少年健全育成対策費等の所要額の確定に伴い、補正を行うものです。

その他、給与費などの事務的経費の補正とあわせまして、合計で6億1,262万1,000円の減額をお願いしております。

これは、今年度より地域振興総局等が政策創造部に所管替となったため、減額額が大きくなったものでございます。

補正後予算額は、18億8,420万1,000円となっております。

3ページをごらんください。

とくしま文化振興課・国民文化祭課関係でございます。

（目）計画調査費を初め、各事業の所要額の確定によりまして、合計で433万9,000円の増額をお願いし、補正後予算額は、4億1,234万7,000円となっております。

4ページをお開きください。

県民スポーツ課関係でございます。

（目）体育振興費における各事業の所要額の確定によりまして、254万5,000円の増額をお願いし、補正後予算額は、5億1,372万9,000円となっております。

5ページをごらんください。

環境首都課関係でございます。

中段の（目）環境衛生指導費では、事業費や貸付金の所要額の確定に伴う減などにより、1億6,155万3,000円の減額をお願いしております。

環境首都課合計では、1億5,425万8,000円の減額となり、補正後予算額は、16億3,705万3,000円となっております。

6ページをお開きください。

環境整備課関係でございます。

摘要欄①の廃棄物ゼロ社会づくり推進費におきましては、貸付額の確定などに伴い、4,896万4,000円を減額し、同じく摘要欄②の廃棄物処理施設管理指導費におきましては、市町村が実施する合併処理浄化槽設置に係る補助対象基数の確定に伴う補助金の減などにより、2,842万6,000円を減額することとしております。

環境整備課合計では、7,892万6,000円の減額をお願いし、補正後予算額は、1億5,522万円となっております。

7ページをごらんください。

続きまして、環境管理課関係でございます。

（目）公害対策費では、摘要欄①一般公害対策費における貸付額や事業の所要額の確定に伴い、合計で3,956万4,000円の減額をお願いし、補正後予算額は、1億3,439万7,000円となっております。

続きまして、8ページをお開きください。

繰越明許費についてでございます。

環境首都課所管の一般環境対策費では、メガソーラー等の整備や防災拠点への自然エネルギー導入に対する補助に要する経費として3億7,645万円を、自然公園等施設整備事業費では、四国のみち、剣山国定公園における施設の再整備に係る経費として666万円を、自然公園等維持費では、鳴門公園公衆トイレ改修事業に係る経費として100万円を繰り越すこととしております。

また、環境整備課所管の廃棄物処理施設管理指導費では、浄化槽整備事業費に対する市町村への補助に要する経費として、600万円を、生活環境整備指導費では、廃棄物処理施設の審査に要する経費として1,639万4,000円をそれぞれ繰り越すこととしております。これらの事業につきましては、補助対象者等の諸事情による事業施行の遅れなど計画に関する諸条件により、年度内の完成が困難となったもので、繰越の御承認をお願いするものでございます。

今後、事業の早期完了に、鋭意、努めてまいりたい所存でございますので、御理解を賜りたいと存じます。

今議会に追加提出いたしております案件の説明は、以上でございます。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

南委員長

以上で説明は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

喜多委員

PM2.5です。21日に環境省から暫定指針ということだったと思いますが、70マイクログラム、立方メートル当たりを超える場合と、それ以下という場合でいろいろ注意書きを含めて出されましたけれども、あくまでも暫定ということでこれからの対策が非常に大切だということも合わせてお伺いします。その中で徳島新聞の記事ですけれども、2.5の飛来予測ということで、ほとんど中国全土がかかっておりますし、日本においては西日本、中国、九州、四国ということで、真ん中ぐらいということで非常に多いではないですけれども、日本の半分がかかっておるということで、これから春の黄砂の時期を迎えて、まだまだこれからふえるのでなかろうかということが言われております。その中で県内においては徳島県において現在3カ所で測定をしておるということでございまして、35ミリ以上は超してないということでありまして、県内ではどんなような状況になっておるかということと、改めてこの中国、四国、九州の35ミリを超しておる値がどのぐらいあるかということをお尋ねいたします。

久米環境管理課長

PM2.5の御質問でございます。まず県内の状況ということでございまして、1月のデータから言いますと、徳島市におきましては、6.3から32.3マイクログラム、阿南市那賀川町におきましては3.4から31マイクログラム、美馬市におきましては脇町で4.6から29.4という状況でございます。2月につきましても、ほぼ同様な傾向で念のために言いますと徳島では5.9から25.2、那賀川では5.3から21.2、脇町では5.8から28.6ということで35マイクログラムを超えたという状況はありません。

中四国の状況ということでございますが、2月の21日に国立環境研究所が発表しているものがございまして、特に中国の映像が出て問題になった1月31日ごろ、この日は全国の155のうち48の測定局で基準をオーバーしたということで、約31%になるのですが、一番影響があったと考えられます。あと1月13日の大阪の枚方であれば63マイクログラム、1月30日観音寺市で44マイクログラム、2月2日福山市で61マイクログラム、そういう状況がございまして、大体同時期の東日本の状況と比較しますと西日本のほうが約10倍程度高くなっているとそういった状況でございます。以上です。

喜多委員

徳島では35マイクログラム以下ということで他の西日本では35マイクログラムを超している地点がだいぶあるということでございます。そんな中でもう一つがPM10というのがあるんですけど、これの測定というのはできとんのですか、できてないんですか。

久米環境管理課長

委員の御指摘していただいているのはS PMということで、浮遊粒子状物質というものと考えますが、これはPM2.5より少し粒径が大きいもので、大体粒径が10マイクロ以下のもので、PM2.5よりは少し大きめのものであるんですが、これについても粒径が大きいということで、ほとんど性質的には変わらないという性質のものでございます。現在S PMの測定状況でございますが、県下18の測定局でリアルタイムでデータを毎日公表している。そういった状況です。以上です。

喜多委員

健康被害等では所管の保健福祉部がありますけれども、普通70マイクログラムになるのだったら、普通の一般の人があまり影響ないということで肺や心臓に病気がある人や高齢者、子供は慎重にということが出ております。そして発がんリスクは喫煙に比べるということで、ちなみに喫煙を狭い部屋でした場合は、ちょうど粒子の大きさが煙とほぼ同じですがPM2.5が200マイクログラムから5、600マイクログラムの位までいくとのことで、この中国から来る害より喫煙した部屋の中でおる場合のほうが発がんリスクは非常に高い、健康被害が大きいということも言われております。そういう中で3カ所から2カ所くらい測定箇所をふやして5カ所に県内でもするということでもありますけれども、それは今後どのようなことで進められる予定でございますか。

久米環境管理課長

PM2.5の測定体制の強化の今後の予定の御質問でございます。

現在は3局で前日の1日平均値を県のホームページで情報提供を行っているわけですが、今後2段階で整備を進めていきたいと考えております。まず3月中旬ころまでに既存の徳島、那賀川、脇町にこの測定機器をオンライン化しましてリアルタイムに測定

値をホームページで県民の方に提供しようと考えております。2段階目としましては、今、委員御指摘の3月末までに、この3カ所に加えまして三好市、美波町に2台設置しまして同様にオンライン化し、リアルタイムに測定値を情報提供していこうと考えております。以上です。

喜多委員

これからの春の黄砂の時期を迎えてぜひとも早い機会に設置ができるように御要望をしておきたいと思えます。もう一つは1日平均もしかることながら、アメリカなんかでも年平均のチェックを20マイクログラムの基準が、要は1日ぐらいだったら消えてしまうのですけれども、ずっと続いた場合の健康被害は大きいと言われておるそうでございますんで、測定もこれからということも含めて、県民にわかるように、そして、できたらホームページ以外でも何か周知できる方法があったらなあと思うんですけども、どうですかね。

久米環境管理課長

PM2.5の健康影響についての県民の皆様への情報提供ということでございますが、2月27日に示されました国の指針に基づいて、今後県は情報提供を行っていくということにしておりますが、ここで国の指針につきまして説明をさせていただきますと、PM2.5の1日の平均値が1立方メートル当たり70マイクログラムを超えると予測されたときに注意喚起をするものでございます。それでどのように予測するかといいますと朝の5時、6時、7時のデータの平均が1立方メートル当たり85マイクログラムを超えていると、過去の統計情報から、その日はPM2.5の1日の平均値が70マイクログラムを超える可能性が高くなる、こういったデータを根拠に予測していこうと考えております。

このことを踏まえまして、県においては現在3カ所あります測定地点のいずれかの1カ所でも朝のデータで85マイクログラムを超えることが確認されれば、まずマスコミへの情報提供、県のホームページでの提供、それとすだちくんメールによる提供、こういったことで速やかに注意喚起を行っていきたいと考えております。

合わせましてこの注意喚起の内容でございますが、内容としましては可能な限り不要不急の外出を減らす、可能な限り屋外での長時間の激しい運動を減らす、あるいは屋内における換気や窓の開閉を必要最小限にする、さらに外出時にはマスクの着用が望ましい、こういったことを注意喚起していきたいと考えております。以上です。

喜多委員

今の県のホームページでこの普通のこれですか、ちょっと見にくいけど、ちなみにですね、香川の環境ということで、これはきれいなイラスト入りで「さぬきの空情報館」ということでホームページを載せておるようでございますので、見たいなあというようなホームページも考えていただけたら、より多くの人に見ていただけるんじゃないかなという気がいたしておりますので、今後の御一考をお願いしたらと思っております。

いろいろPM2.5だけでなしに本当に多くのこれからの時代とともに新しい健康被害があります。今後とも、いろいろと多方面にわたる監視を続けていただきますように要望しておきます。

それと突然ですが、アルゼンチンアリですけども、2年前にアルゼンチンアリが確認されて2年になるんです。広島県で日本で初めて入ってきたやつが平成22年ということで、その後兵庫県、山口県、愛知県、大阪府、岐阜県、神奈川県、京都府、静岡県、東京都、徳島県、岡山県、最近では去年は岡山県ということで12都道府県に広がっておって、国際自然保護連合というところの外来侵入種のワースト100に入っておって、植物にも影響がすごいあるし、家の中に入って人をかむと、それとアルゼンチンアリが入ってきたら、今までのアリがおらんようになって、皆死んでしまうというようなことで、このアルゼンチンアリの繁殖力がすごい多くて、どっからこう入ってきたかというのは特定できてないという状況の中で、県においても2年前にだいぶ頑張っ、とりあえずは駆除したと思うんですけれどもそれ以降の状況がもしわかるんだしたらお願いします。

井上自然環境室長

アルゼンチンアリの対策についての御質問をいただいております。これまでの経緯についてでございますが、平成22年8月27日徳島市津田海岸町の木材団地内で一般業者の方から通報があり、8月30日徳島博物館や香川大学農学部の専門家の協力により調査した結果、木材団地内の広範囲で多数のアルゼンチンアリの生息が確認されました。外来生物の駆除は施設管理者や土地所有者が主体的に行っているのが現状であります。アルゼンチンアリは繁殖力が強く、木材団地近隣の住宅地まで生息域が迫っており、早急に駆除の実施が必要となったため、平成22年度から3年間、県が防除を行ってまいりました。

具体的な対策としましては、平成22年9月8日には環境省、県、徳島市防除事業者が出席し、木材団地内の事業者と今後の対応を協議し、その後速やかに防除対策に着手いたしました。今年度までトラップ用具の設置とベイト剤の投与等を継続的に行ってきた結果、現在は調査地点の周辺にはアリは見当たらない状態となっております。3年間の防除によりましてアルゼンチンアリの著しい減少がみられたところでありますが、県としましては今後も環境省、木材団地内事業者、徳島市など関係者と連携し現地調査や適切な指導を行い防除を図ってまいりたいと考えております。以上です。

喜多委員

できたら今後とも非常に悪いアルゼンチンアリの防除を続けて、今後とも撲滅に向かって頑張っていたきたいなあと要望しておきたいと思っております。終わります。

中山委員

喜多委員の関連でPM2.5に対する質問をさせていただきたいと思っております。まずその直

接庁舎に問い合わせというのはあるのでしょうか。

久米環境管理課長

今現在どのくらいお問い合わせがあるかという御質問かと思うんですが。県の今の現状の数値とかPM2.5の性質、そういったことにつきまして、1月2月で今まで14件ということで、けさも5件ほどの問い合わせがあったということでございます。以上です。

中山委員

僕は余りテレビを見ないんですけれども、たまにテレビをつけたら、やっぱりニュースでは必ず毎日のように、北京の状況とか報道されております。

今、徳島新聞のほうにもいろんな記事が載っております。直接で14件、きょうは5件ということであったので、なかなかどこに問い合わせた方がいいのかわからない県民の皆様がいらっしゃると思うんですね。今後の取り組みとしまして、観測所を3カ所から5カ所にふやして、リアルタイムでホームページで情報を流すとおっしゃってましたけども、特にこのPM2.5が影響を与えるというのは、幼い小さい子供たちとか高齢者と聞いております。高齢者の方は、どれだけパソコンを毎日毎日開けてホームページがチェックできるかというのは、ちょっと難しい部分もあるのではないかなと思うんですね。だからそれ以外の、例えば一番簡単な方法として、いろいろ電話で問い合わせ手段を使っているんですね。今、ナビダイヤルとかいろんな方法があると思うんですね。ただそういう電話で直接問い合わせるような仕組みをつくってくれたら高齢者の方も利用しやすいんじゃないかと思うんですよ。いかがでしょうか。

久米環境管理課長

委員からの御提案のように、高齢者などの方に対してホームページだけでは非常に不十分だろうと、そういったご要望も非常に多いという現状がございます。それと特にその高齢者などの方に対する情報提供の手段、これのさらなる拡充というのは非常に重要であると認識いたしております。それで県民の方の利便性のさらなる向上のために、委員の御提案ございましたので、県庁のコールセンターにおきまして、PM2.5の数値あるいは性質につきまして電話照会による情報提供も今後行ってまいりたいと考えております。以上です。

中山委員

午前中の政策創造部の議論の中でも、まなびーあデジタルコンテンツといたしまして防災の生涯教育の充実とかいうことも、いろいろやっていかれるということをおっしゃってましたけど、それもやっぱりホームページ上での情報提供なんですね。やはりもっともっと県民の皆様にきめ細やかなサービスを充実したいという徳島県のご意向であると思いますんで、例えば目の不自由な方もいらっしゃると思います。そういう方たちのために、すべ

ての人たちが満遍なく、サービスを受けられるような仕組みづくりを今後とも一生懸命頑張っていたきたいと切に要望したいと思います。以上です。

古田委員

私も関連してPM2.5の件で、四国放送では電力情報ですか、夏場、電力情報いうて流してくれてましたよね。ああいう形ででも今最も多くの方々が心配をしている問題ですので、テレビの方でもぜひ流してくれないかということをお願いしてみたらどうなんですかね。いかがでしょうか。

柏木環境総局長

やはり私も目指しているところ、朝の花粉予報みたいな形でテレビでテロップで流れるというのが一番いいのかなということを考えていまして、それであると新聞でも前日のやつを掲載いただいたら高くなっているかどうか分かる。そういうことでマスコミの皆様と協議をしているという段階でございます。できるだけそうやってくれた方がいいなあということで私も直接新聞社の方へと、現在はそういう状況です。できるだけ正確な情報を、またもしも上回れば、迅速な注意喚起を促していきたいと考えております。

古田委員

ぜひご努力してしてくださっているということですので、実現に向けて頑張っていたきたいと思います。

それと今もお話がありましたけども、やっぱり子供たちへの影響というのが一番心配ですので、この福岡市の場合は環境基準値というのが35マイクログラムですよ。それを上回れば、外遊びを控えるようにしてましたということで、たいへん頑張って取り組みをされているんですけど、今外出をできるだけ減らすようにとか屋外で遊ぶのは控えるようにとか、いろんなそういう情報というのは、各保育所とか幼稚園、小学校とかにも送れるようになっていっているのでしょうか。私、東京で短期間でしたけれども小学校の教師をした時があるんです。そのころちょうど光化学スモッグの時代だったんで、もうほんとにいいお天気でね、子供たちには最も外で遊ぶ、そういう時期にでもね、光化学スモッグが出ると「教室入んなさい」ということで、すぐ子供を教室に入れたそういう体験があるんですけども、やっぱりあの大きな影響があるということでしたら、そういう幼稚園とか保育所、特に小さい子供さんの場合は対策は必要だと思うんですけども、学校との関係などはどのようになっていますか。

久米環境管理課長

学校への連絡という御質問でございますが、先ほど御説明させていただいたように、この指針に基づきまして、注意喚起をするという時におきまして、すだちくんメールでということで見ただけであれば一番迅速にということ、学校の御関係の方とかその高

齢者の施設の方とかそういった方には今後すだちくんメールの登録を積極的に呼びかけをさせていただきまして、一番そのほうが迅速に情報は伝わると思っておりますので、そういったところでやっていきたいと考えております。

古田委員

担当の部局の方は大変だと思いますけれども、取り組みを強めていただきたいと思います。をお願いをしておきます。

次に六価クロムの件でお伺いをしたいと思います。阿南にあります日本電工で六価クロムが地下水で基準値の1万5,800倍もの値が検出されたということがあって大変驚いたんですけれども、六価クロムの場合は極めて強い毒性を持っているし、それから有機物と接触するとその有機物を酸化して自身は三価クロムになるけれども、それは大変濃度が高いような場合は、長く六価クロムのままでいるということが言われております。この日本電工の場合にですね六価クロムどのような経緯で、どのようにされる予定なのか状況をお伺いしたいと思います。

久米環境管理課長

日本電工の汚染を受けて現在どういった状況かという御質問でございます。

この件につきまして、簡単に御説明させていただきますと、まず日本電工は平成24年12月末をもちましてクロム塩事業を日本化学工業株式会社へ譲渡し、徳島工場でのクロム塩生産というのを終了するという、こういった状況でございます。これを契機に実態把握調査を自主的に行ったということでもあります。そうしたところ六価クロムによります土壌地下水汚染というのが発覚したという状況でございます。それで土壌溶出とか含有とかいろいろあるんですが、委員御指摘の地下水汚染が基準の約1万5,800倍という状況があったということで、これを受けまして、県においては、事業所の立ち入りでありますとか、周辺の海水の検査でありますとか、敷地内の観測井戸の検査、あるいは周辺の橘町の11カ所の民間の方の井戸、そういったものを緊急的に調査いたしまして、すべて六価クロムは不検出という状況が確認できましたので、現時点では周辺への汚染の影響というのは今現在ないと考えております。

それでこういった汚染を受けまして、日本電工では緊急に地下水をくみ上げるとか、高濃度の土壌があるというような所につきましては、早急に除去作業をやるとか、あるいは恒久的にやるということで汚染を封じ込めるという意味で、製造していたエリア約1,500メートル、1.5キロメートルぐらいになるんですが、そのエリアを幅50センチメートル深さ11メートルのコンクリートの遮水壁で封じ込めをしていくと、そういった工事を今後やっていくという状況でございます。

最近の対応としましては、2月の12日に第2回の県阿南市の関係課によります連絡協議会、こういったものを開催いたしまして、応急対策の実施状況であるとか、事業者の方から出された汚染対策計画書の妥当性でありますとか、あるいは造成工事中のモニタリング

ということで、環境監視計画の妥当性、そういったものを協議しまして、一応合意が取られたという状況でございます。これから本格的にこういった工事がかかっていくわけなんですけど、そういう中でこの連絡協議会通じて、またその環境監視計画に基づきまして、周辺に汚染が絶対に出ないようにということで監視を続けていくという状況でございます。

古田委員

いろいろ周辺他へ汚染が広がらないように対策を取られるということで、そういう対策は早急に完成に向けて頑張っていたらいいと思うんですが、その前に、この40年の間1971年から無害化処理を日本電工の場合はされているんですよね。だけと事業を始めて2年後、最初の2年間でいうのは、海へ投棄してもよろしいと、それから出てきた残渣などは埋め立てをしてよろしいという、そういう時期が2年間あったわけですよね。今回検出されたというのは、そういう所からも出てきたということですね、なぜその無害化処理に変わったということですけども、その前の段階で埋め立てやしておいたとそういうのを検査すべきであったんではないかと思うんですけども、その無害化処理をしてないものを埋めていたんですから、そこには六価クロムが検出される可能性というのはその時期から大きいと思うんですけどもね。

その埋め立てをして無害化処理に変わった2年、操業して2年の時に、なぜその検査をしなかったのかということが疑問点にあるんですけども、40年もあるわけですね。40年間ずっと汚染されたままいたという可能性が高いわけです。その点はどうでしょうか。

久米環境管理課長

40年の汚染の経緯との御質問でございますが、日本電工は六価クロムという製品をつくっていたという工場でございます。それで御指摘の六価クロムから三価の無害のクロムに変えるという、その技術が日本電工の長年にわたるノウハウという、やはりその時代時代では最新であったと思うんですが、ただその全力を尽くしてきたということで、ただその当時は埋め立て、海上投棄とかも認められていた時期がございまして、その当時はその当方で、法令にきちんと基づいた対処をされていたという認識をしております。

その当時から公害防止協定を県と阿南市と日本電工と結びまして、とにかく自主的な検査とか、例えば公共用水域の日本電工とすれば排水は毎日測定するとか、排水口の先の公共用水域の水質合致点ですとか、こういったものは毎日測定するとか、そういったことできちんと周辺環境については監視してきたというそれで異常がないというんですか、そういった確認をしておりますのでそれは技術の進歩に基づいてやってきたというそういう形になっております。

古田委員

公害防止協定の中には土壌とか地下水汚染の未然防止を図るために常に適切な措置を講ずることということも第4条に書かれております。疑われる可能性があった事件だと思

ますので、やはりそのところは十分検査をするべきだったということだと思います。

最後に1点だけ、長生町の不法投棄の問題ですけれども、事前の時に伺いをいたしました、1月9日に、この場所に阿南警察署が行って現場を見ておられますし、1月の10日には南部県民局が行って調べていると、なぜ12日の日に南部県民局の担当の人から心配されている住民の代表の方に「これは取り除くって言うから、これ問題ないんですよ」と、そういう電話を入れたんですけれども、その問題について本課にも阿南の南部県民局の方からの相談もあったと思うんですけれども、今現在、産業廃棄物ということで認識されて動いているんでしょうか。この前の事前では産業廃棄物か一般廃棄物かわからないので調べているんですという答弁だったんですけどいかがでしょうか。

藤川環境整備課長

古田委員から、阿南市長生町の投棄事案について御質問いただいております。委員がおっしゃったように南部総合県民局で対応中でございますけれども、現在の状況を御報告いたします。現在、行為者からの聞き取り、また現地確認を行いまして、今回の事案につきましては、産業廃棄物まじりの土砂が現地に持ち込まれたと認識をいたしております。2月22日に行為者また地元の関係者立会いのもとに、この投棄物とその範囲を確定いたしまして、撤去ならびに適正な処分を指導いたしまして、その行為者から了承を得たところであります。今後は南部総合県民局立会いのもとに、行為者において、産業廃棄物の撤去、また土砂の撤去ならびに適正な処分が行われる予定となっております。また今回の事案につきましては、既に警察が捜査いたしております、県といたしましては、警察の捜査結果も踏まえまして、引き続き警察と連携しながら適時適切に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

古田委員

住民の皆さんからいろんな不安が、この地帯というのはたくさんのお米をつくったりされておりますので、阪神の方面に出荷をされておりますので、ぜひそういったいろんな風評が出ないようにきちんと対応をしていただきたいということをお願いして終わります。

丸若委員

浄化槽の管理について伺います。まず基本として浄化槽、単独槽と合併槽というのがあると思うんですけど、いわゆる法律で決まっておる検査であったり清掃であったり管理ですわね、何がどういうふうにあるかということをお教えください。それとそれぞれについて直近の3年位でいいですけど率の推移をお教えください。

藤川環境整備課長

ただいま丸若委員の方から浄化槽の維持管理についての質問をいただいております。浄化槽の維持につきましては3種類ございまして、まず1つは法定検査、これが年1回と定められております。それから清掃でございます。これは年1回以上ということに決められ

ております。それから保守点検、20人槽以下の場合でございますが、これが4カ月に1回ということで、年3回以上と決められておるところでございます。

その実施状況でございますけれども、法定検査の過去3年間の率の推移を説明をさせていただきたいと思っております。法定検査の過去3年間の推移でございますけれども、平成20年が39.0%、21年が40.5%、22年が45.7%ということで、全国比較ができますのが平成22年が直近でございますが、全国は31.4%ということで徳島は第19位という状況でございます。以上でございます。

丸若委員

だんだんとよくなっておって、来年度はこれを上げるということですがけれども具体的にどういうふうな政策をやっているのか。

藤川環境整備課長

法定検査のアップにつきましては、これまでも浄化槽の実態把握調査でございますとか、浄化槽教室の開催でありますとか、浄化槽の維持管理一括契約といったことで進めてまいりました。それから県民にわかりやすい普及啓発ということで、ケーブルテレビでございますとか、新聞またチラシまたDVDを作成いたしまして、それをケーブルテレビで流していただくとか、それからシルバー大学校での講義、そういったことでやってまいりました。

過去の経緯また全国の状況を見ておりますと、この維持管理一括契約というのが非常に効果が高いということで、先進でございます那賀町が平成22年度に導入したわけでございますけれども、平成21年度50.5%でございましたのが、平成23年度につきましては74.5%ということで、24ポイントプラスしております。今後、その一括契約と合わせまして、市町村の浄化槽の面的整備を進めるとともに、この一括契約と同じように法定検査ができます市町村設置型、この事業に重点的に取り組んで行きたいと考えております。以上でございます。

丸若委員

例えば僕の近くにこういう家があるんですね。80坪の家に住んどんです、80坪の家に女の人1人で86歳のご婦人が住んどんです。当然10人槽なんですね。毎年せなあかんのですかね。

藤川環境整備課長

冒頭にも申し上げましたように、浄化槽法で年1回と定められております。以上でございます。

丸若委員

僕や住んどるとこ阿波町なんですけど、やっぱり田舎なもんで家は大きいんですよ。大きくて、私の住んどる所9件のうちの5件までが年寄り2人70歳以上暮らしなんです。ですから毎日お風呂に入るといふことではないですけどもね。それからお年寄りですからそんなに脂ぎったもんを料理するといふこともそんなにない。トイレだってね。それを毎年せなあかんのえって言われるんですね。これは僕いつも言うんですけど、別にせんでいいとは立場上言えんと、だけどもまあ常識的なところで判断したらええんちゃうかといふ言えんのですが。今回ネットなんか調べてみたらやっぱり国の方でもそれについて何だか出とんですよ、テーマとして、ただ法定で決まっているもんでしょうかそうでね、決まっているもんで法改正があるといふところまではいかんし、それからいわゆるその管理しよるところがこれいわゆる天下りの団体が関与しとんでないかといふふうな、ともかくこのようけあたりといふことであるんです。

多分この自主点検率アップといふことですけど、今言よったような家庭に80坪以上の家に住んどって240何平米、250平米の家に住んどって、お年寄りの女の人1人で住んどって毎年毎年これ年金ですよ、年金暮らし。大体法定検査をが5,000円いって、くみ取りから清掃しよっていよったら大体3万円から3万5,000円くらいですね。7人槽大体2万5,000円から3万円あります1年間にね、といふことは年金の普通の国民年金のでいったら1カ月分飛んでまうとそれだけで、といふふうな世帯にそれをそしてそういうところで、まじめなおばあちゃんに限って毎年するんよね。

質問の趣旨としては多分市町村からのそういう意見があると思うんでね、国もそういうふうな協議のテーブルに上がっておりますから、田舎のそういうふうな実態を意見として、もう国の方にどんどん上げていってどないか考えてくれと、大変なんじゃといふことから進めていってもらいたいといふ趣旨なんです。

さっき言われた市町村型の合併云々と言よるけどね、集落か公共下水道もあるしそれから農林省関係のあれもあったですけど、僕は一番イニシャルコストも含めて1回当たりのね1件当たりの、それとランニングもやっていったらやっぱり敷地内に埋める合併浄化槽が一番効率的ではと思うんですけども、特に徳島の場合のちょっと田舎では、横に伸ばして行って、そしてやっぱり勾配でポンプアップしていって、のこぎりの歯みたいなね配管ありますよね、そこのところに全部メンテナンスせえと、最終処分場があるだとかとくるし、その衛生管理のコストちゅうんはどんどん大きくなっていると、安くはならない。経営面から。ですからやっぱり僕は基本は徳島といふところは、基本はやっぱり合併浄化槽であるべきだと僕は思っております。場所はないといふことは仕方ないですけどね、いろいろありますけど、ただまあそういう時に負担の割合といふことも含めて考えてもらいたいし他のところを1回ちょっと集約してぜひやっていただきたいといふ思いでの質問です。

藤川環境整備課長

委員御質問のとおり、例えば下水道でございますと使用した水量、水道使用料でござい

ますけれども、これに対しましても料金がかかるということに対して、浄化槽の場合は委員のおっしゃったように浄化槽1基ごとに料金がかかるということで、例えば8人槽などで大きな人槽を使用しているのに、そこには1人しか住んでないとか、そういった単身者にとってはより負担感が大きくなっている現状は確かにあるという認識はしてございます。県といたしましては、きれいな水環境を守るためにはこの浄化槽の3つの維持管理については重要であると考えております。

そのために、この法定検査を初めといたしました、この浄化槽の維持管理制度につきましても、県民にとってよりわかりやすく、それから受け入れやすい、また費用負担の不公平感なるべく少ない、こういった制度でかつ合理的で負担の少ない制度であるべきであると認識しております。このため委員おっしゃいましたように、県といたしましても、これまでも国が主催する全国会議等におきまして、この浄化槽の課題や問題点等について地域からの意見といたしまして、要望してきたところがございますけれども、今後におきましても、例えば委員がおっしゃいましたように、この使用状況とか管理状況に応じた点検、あるいは清掃回数の調整とか、それからより安価で効果的な検査手法の導入など、よりわかりやすくまた住民負担が少ない制度になるように国に対しまして政策提言していけるように検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

丸若委員

ぜひよろしく願います。やっぱりなるべくお金がかからんでできるということが一番で、僕は地元で町議しよった時から大反対で公共下水の調査事業だけしよったんです。合併浄化槽でなかったら先では大変なことになるよと、結局は阿波町のほうは合併浄化槽でいうことで決めたんですよね。市場町のほうではその事業だったんですが今ポチャリまして阿波市になって吉野町で2つかな、それやっている大変ですよ。コストがだんだんかかってきてね、そこらも含めてよろしく願いたいし、それから今言ったように負担がね、こんな家がたくさん特にこれからふえてきますから、そういうのがぜひ国の方に強く働きかけていただきたいなあと考えております。

もう1点だけ、来年から新規事業の方でLEDの歩道での全県展開についてちょっと伺いたいんですけど、事業費が1,000万というリース方式ですけれど、リース方式で1,000万ということは全体像としてどういうふうに見とったらいんかなと、これ一括ということですから徳島県下を全部完全LEDの歩行者用信号にして、そしてその費用というのはリースで穴埋めようということだと思っんですけども、それじゃ1,000万ちゅうんは何かということと、どういった事業展開なのかというちょっと願います。

市原環境首都課長

歩行者用信号機のLED化についての事業でございますけれども、委員がおっしゃるように新しくリース方式ということで一気に導入をしたいと考えてございます。25年度の予算案で審議をお願いいたしております予算でございますけれども、これについては全体に

ついでにリース期間を5年間を目途としておりまして、全体で予算額でいいますと7,500万程度、6,500万については債務負担での承認をお願いしておることとさせていただきます。

1,000万につきましては25年度のリース料ということでの予算案と考えておる次第であります。

それで地元の事業者におきまして、徳島県それから徳島の県警察本部と工業技術センターと地元の企業で現在のこの歩行者用信号機の箱物、箱物自体を変えずに電球をLED電球に変えることによりまして、今の信号機の器を生かしたままLED化するような技術を開発してございますので、このLED電球を生かした形で5年間のリースということと来年度一気に変えることによりまして、それ以降の光熱費がかなり低減される見込みでございますので、そういった経費の節減効果も見ながらCO₂削減に資するような事業というふうに考えております。以上でございます。

丸若委員

リースというたら例えば1,000万のものを買うたら借金して買うたとしたら大変、ですからそれをランニングの中で結局経費として消そうということでリースに、それと更新、更新するとき例えばパソコンであったり車であったりしていったら車だってパソコンだって5年以上使えますよね。だけどリースにしといて償却してしまいたら次は新しいものを買うに抵抗がなくなると。ですから本当の意味で長いこと使おうと思ったら、その時借金しても資産として持っとってやったほうが一番効率がええと、僕からしたら。今回リースということを使うということは、今言うたようにリース5年であったら、5年間のリースと言うことは5年間のリースは全部償却して行ってそれ以降ということは費用が発生しないと、メンテナンスは別としても、あとは発生しないといったイメージでいいかな。

市原環境首都課長

LED電球の貸与年数を何年に見るかということにもかかわってまいりますけれども、詳しい契約内容は、今後リース会社の方と詳細詰めるようになりますけれども、今のイメージでいきますと5年間リースをした後につきましては、リース会社の方から無償譲渡という形でそのまま無償で財産を引き継げるようなイメージを考えてございます。

丸若委員

だからその1,000万というのは毎年発生するという費用なんか、5年間か。

市原環境首都課長

一応、予算上はそういうことで考えてございます。

丸若委員

詳細これからということですから、ゆっくり十分詰めていただきたいと思います。地元で街路灯の事業がやっとなですけど、水銀灯からLEDに変えると1灯当たり1,720円ぐらいいんりよったやつが540円、安いね。ただそういったことで徳島にもそれがあるということで、LEDをどんどん進めていただきたいと思います。

それともう1点、電気自動車導入促進事業ということで725万、この事業の内訳というかそれぞれどうということになっとんか。

南委員長

休憩します。（14時20分）

南委員長

再開します。（14時20分）

丸若委員

ごめんなさい。僕勘違いしとった。LED事業するかそういうことで、進んでいただきたいということで終わります。

庄野委員

12月の議会でも申し上げたんですけども、再生可能エネルギーの導入を推進していくべきだという見地から質問したいと思います。

まず初めに再生可能エネルギー等導入推進基金事業ということで、平成24年から26年度の3年間で3億円かけて3年で9億円の基金事業が予定されております。24年度についてはもう終了しておりますけれども、確認の意味で24年度においてこの基金事業を用いてどれだけの施設にですね、自然エネルギー発電設備と蓄電池が設置されているのか。

また25年度につきましては、もう既に何カ所か予定されておられるのか、おられないのか。また、次年度26年度でどのぐらいの施設に防災拠点とか避難所等への自然エネルギーの発電設備、蓄電池の導入事業でありますか、非常にまあ南海トラフの巨大地震に備えるという意味では非常に重要なものだろうと思いますけれども、これにつきましてどれぐらいの範囲していくのかまず始めにお願いいたします。

島尾自然エネルギー推進担当室長

公共施設再生可能エネルギー等導入推進事業の計画あるいは進捗状況につきまして御質問いただいております。委員御指摘のとおり、今年度、国におきまして防災拠点避難所等への再生可能エネルギーの導入を促進いたします再生可能エネルギー等導入推進基金事業、グリーンニューディール基金として、全国で121億円が計上されたところでございます。本県につきましては、四国で唯一9億円が配分をされたところでございます。これを受けまして私ども県といたしましては平成26年度までの3年間で県それから市町村の公共

施設につきまして整備を計画をいたしているところでございます。件数といたしましては県、市町村合わせまして41件、額といたしまして8億3,000万程度を選定しているところでございます。

そのうち24年度の事業でございますけれども、今議会で繰り越し等もお願いしておりますけれども当初の計画といたしましては県、市町村合わせまして16事業を選定しているところでございます。額といたしまして2億7,600万円余りとなっております。

内訳でございますけれども、まず県でございますけれども9事業1億4,500万円余りということで、整備対象といたしましては、南部総合県民局の阿南庁舎等を考えているところでございます。

それから市町村につきましては6市町村で7事業1億3,000万円余りをお願いをしているところでございます。鳴門市の消防本部等を整備をする予定でございます。

次に25年度でございますけれども、25年度につきましても県、市町村合わせまして11事業、額といたしまして2億7,600万円余りの実施を予定しているところでございます。

内訳でございますけれども、県につきましては県の本庁舎など3事業で1億1,200万円余り、それから市町村につきましては8市町村8事業1億6,400万円余りということで、神山の消防署などに整備をする予定をいたしておるところでございます。

私どもといたしましては引き続き事業主体と密接に連絡連携を取ることによりまして、適切な執行管理を行いまして委員御指摘の通り災害に強い地域づくりに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

庄野委員

非常に有効な対策になろうかと思っておりますので、わかりました。それとここには載っていないんですけれども、私が提案しておりました県有施設におけます太陽光発電を事業として民間企業が行うための県有施設の屋根貸し事業という神奈川県等とでもやられとんですけれども、これの現状みたいなものがわかれば教えていただけますでしょうか。

島尾自然エネルギー推進担当室長

県の施設を活用いたしましての屋根貸し事業につきましての御質問いただいております。昨年11月議会におきまして、委員から御質問があった件でございますけれども、昨年7月の再生可能エネルギー特別措置法の施行を契機といたしまして、再生可能エネルギーの導入に向けたさまざまな取り組みが行われていると、その中の1つに屋根貸し事業というものがございます。委員お話のとおり神奈川県他7県で取り組みをされているということでございます。

本県の取り組みにつきましては、長期にわたって貸付を行わなければならないということから、防災拠点機能等との役割を求められる中での屋上の活用方法でありますとか、立地条件とか、屋根の形状とか、設置管理主体との調整等の課題も考えられるところではございますけれども、本県が推進をいたしております再生可能エネルギーの導入推進とか、

新たな歳入確保の手法として検討をさせていただくということで、検討にあたってまずは調査を実施するとしていたところでございます。

現状でございますけれども、現在知事部局それから警察本部、教育委員会、企業局、病院局の合わせて576の施設を対象といたしまして、まず屋根の使用可能面積でありますとか施設自体の地震耐震基準の適合性とか、耐震補強がされているかどうか、それから屋根の傾斜面がどちらの方向を向いているかといった屋根の傾斜面でありますとか、法定耐用年数がどれくらいあるか、こういったことのほか、屋根そのものにどれだけ積載可能重量があるのかどうか、あるいは施設管理者によって屋根の利用計画等があるのかどうかの施設管理上の問題点等、個別施設によってあろうかと思えますので、その問題点でありますとか、そもそも、屋根に日照時間が確保されるかどうか等につきまして現時点での調査も含めまして現在調査を行っているところでございます。

事業の検討に当たっては、これとは別に例えば行政財産の目的外使用に係る取り扱いをどうするかとか、使用料収入とした場合にどのくらいの確保ができるのか、あるいは耐震性の調査をする場合も当然経費がかかりますので、そういったものについてどういった対応をしていく必要があるのか、これらを踏まえて歳入確保策としての見通しでありますとか災害拠点としての役割等との調整等検討すべき課題もございますが、引き続き関係部局と協議を行いまして調査結果を踏まえまして総合的に勘案して本県での取り組みについて検討してまいりたいと思えます。

庄野委員

よくわかりました。大変業務多忙な中、大変な調査をしていただいております、申しわけないなあという気もするんですけれども、将来的にも、もし仮に実現できたとなると、先ほど言われましたように、エネルギーのいわば民間の企業者ももうかるしまだ県も歳入として上がるとのことで、一石二鳥三鳥もの効果がございまして、忙しい中ですがそれでも調査、そして実現に向けてへの取り組みをお願いして終わります。

元木委員

今、丸若委員のほうから浄化槽の問題がありましたので、私の方からも補足で質問をさせていただきますけたらと思えます。

委員から言われた意見が私4～5年前にお伝えした意見と同じでございまして非常に共感しておるところでございます。県としても平成20年から3年にわたって法定検査の比率を向上させて、今全国19位というような全国でも比較的上位の法定検査率であることに對しても評価をしたいと思っております。またこういったケーブルテレビとか新聞、DVD、シルバー大学校を通じた広報の強化にも努めていただけるとのことで、他の県と比べても遜色ない前向きに取り組んで頂いておるなあと思っております。

一方において、依然としてなかなかどうしてもこう納得がいかないというような県民の声もございまして、私はもう先ほど答弁では課長からも、合理的な負担の少ない制度にす

べきとのことで国に対しても政策提言していただくという御答弁でございましたけれども、これを多分国に伝えても過去10年以上この議論が続いて同じことを繰り返しているわけでございます、なかなか制度の改正にはつながっていかないのかなと懸念もございます。私自身は都道府県というのは法定検査率の向上という切り口でこれまでもこれからそれを1つの目標として議論を続けていかれるのかなあと思うわけでございますけれども、その環境と経済の両立といいますけれども、環境の面でこれを皆さんの負担でやっていかなくてはならないというのは私も理解はできますけれども、その経済的な部分でやはり不公平感というのは法定検査上げたとしても残って行くのかなとこういう気がいたしておるところでございます。

先ほどのおばあちゃんの話やないですけども、本当に毎年毎年法定検査5,000円、本県でしたら5,000円ぐらいですけども、これを負担される家庭があれば、されないところが半分以上というような状況で、どんどんどん不公平の格差は広がっていくということで、これを何とか是正して欲しいということでございます。

こういう中で例えば2年に1回あるいは3年に1回ぐらいの検査にしてほしいとか、また抽出方式にして、抽出した御家庭の浄化槽を検査するんですけども検査の費用を個人の負担でなくて業者さんが一緒になって負担をすとか、例えば税金を投入すとか、そういったやり方もあるんじゃないかなと思っておるところでございますけれども、こういった取り組みについてどのようなお考えかなということをお伺いをさせていただけたらと思いますけれどもいかがでしょうか。

藤川環境整備課長

元木委員から浄化槽の維持管理費についての補助制度についての御質問でございます。先ほども説明をさせていただきましたように本県では法定検査率全国第19位44.6%ということでございますけれども、なかなか過半数までいってないという状況でございます。それで委員から補助をしてはどうかということで御提言でございますけれども、この維持管理費の補助制度、負担軽減のための施策といたしまして、維持管理費の補助制度について、他県の状況を御報告したいと思っております。

県独自で補助しているところは全国にはございません。市町村独自で実施しているところは175市町村ございます。この理由でございますけれども、補助内容につきまして、やはり下水道の負担とのバランスということで下水道や集落排水の標準的な使用料金、これと浄化槽の維持管理費の差額を補助するものですね。それから先ほど申し上げました清掃、法定検査それから保守点検の3つを実施した場合に一定額を補助するものという2種類に分かれております。

本県におきましては、先ほど申し上げた那賀町におきまして一括契約をしております、一括契約をまいていただいた世帯につきましては、町が2,000円を補助しております。それから維持管理の補助制度、こういった全国の状況もございますので市町村の方でもいろいろ検討もされておると聞いております。こういった全国の状況を、担当者に情報提供を

いたしますとともに、その他の制度の活用についてもよく研究いたしまして市町村に対して情報提供をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

元木委員

市町村ということで御答弁がありまして、確かに市町村の一括契約が進めば飛躍的に受検率というのは向上するということは理解をしておるところでございます。ただ市町村によっても業者さんとの関係ですとかいろんな絡みで足並みがそろえたら取り組みというのはなかなか難しいというような状況もあるのかなと思っております。

全国の都道府県の比較で見ても、高い例えば岡山県ですとか岐阜県といったところでしたら80%ぐらいの検査率というところもあれば、静岡や東京や神奈川といったある程度都市部のところでしたら5%とか、そんな開きがあるということで、その一括契約を推進したからといって、なかなかその開きがしぼんでいくんでないのかなという気もいたしておるところでございます。

こういう中でもう1点ちょっとお伺いしたいのが、先進県とうちの県を比較した時に、我が県は環境技術センターの加盟業者さんとそれ以外の業者さんがいるということで、その業者さんの間でのこういった制度自体に対する理解ですか温度差があるということで、一方で先進県では業者さんがまとまっておるといような御意見もあるわけでございます。そういう中で県として、そういった業者さんが1つにまとまって取り組んで行くような仕組みをつくったり、そういったことについて取り組まれたことというのは過去にあるんですかね。

藤川環境整備課長

元木委員の方から、業者間の関係のことでございますけれども、過去の経緯につきまして詳しくは存じ上げておらない状況でございますけれども、前半におっしゃいました受検率が高いところということで、徳島県での比較でございますけれども、例にありました岐阜県80%ぐらいの法定検査率でございますが、ここは平成4年から一括契約を導入しております。私ども徳島県といたしましては平成22年からということで18年間の開きがあります。徳島県の法定検査率、もっと昔のデータを申し上げますと、平成5年は19.9%、それから10年後の平成15年は31.8%、平成23年度は先ほど申し上げたように44.6%ということで着実に上がってはきておるんですけれども、県の持っている歴史的な状況でございますとか、業者の状況等ございますので、徳島県は徳島県の特성에応じた対策を今後も講じて、着実に法定検査率を上げてまいりたいと考えております。以上でございます。

元木委員

法定検査率に関しては冒頭に申し上げたとおり、かなり上昇傾向で我が県は進めていただいております。ただその冒頭にも言ったように、制度そのものに対する不信感を持たれてる方が絶対的な数としていらっしゃるのも事実であろうか

と思います。

例えばその保守点検、清掃もちゃんとできているかどうかを検査するのが法定検査でありますという御説明をされると、それでしたら業者さんの方で、ある程度組合なりつくって、そちらの方でそういった検査する方をつくって、派遣をしていただくとか、県がそういう環境に優しい県づくりという名目で進めるのであれば、県が直接そういった専門の役職を持たれた方をつくって、そういった方に検査をしていただければいいんじゃないですかという、まあこういった声もあるわけでございます。そういう中で県の取り組みについては大変高く評価をさせていただいておるところでございますけれども、そういった県民の意見があるということも含みをいただきながらですね、これからまた国あるいは市町村と一緒にあって、また業者さんのグループの方とも一体となりながらですね、この問題の解決に向けて前向きに取り組んでいただきたいということを要望させていただきたいと思います。

もう1点が先ほどありました自然エネルギーのことでございます。政権が変わって金融緩和という流れの中でこれからは金融機関の力なんかも借りて、新しい成長戦略、自然エネルギーの普及ということにも取り組んでいくという国の方針が示されておる中でですね、飯泉知事も自然エネルギー協議会の会長ということで積極的な自然エネルギー立県徳島という取り組みを進めていただいているところでございます。こういう中で自然エネルギーの推進、太陽光発電等の普及に向けて、現在県としてどのような取り組みを進めており今後どういった政策を展開していかれるのかお伺いいたします。

島尾自然エネルギー推進担当室長

太陽光発電の融資に向けた現況と取り組みと、特に住宅用というお尋ねでございます。徳島県におきましては南海トラフの巨大地震の発生確率が今後30年間で最大80%というような切迫した状況になっているところでございます。太陽光発電等自然エネルギーにつきましては平常時には節電、それから環境負荷の低減に寄与するだけでなく、東日本大震災におきましては、災害発生時の非常用電源の大きな役割を果たすことが確認されたところでございまして、住宅等への普及促進につきましては非常に重要なことと考えておるところでございます。

本県におきます自然エネルギーの融資制度といたしましては、県内の中小企業事業所におけます再生可能エネルギー設備の導入を支援いたしますための自然エネルギー立県とくしま推進資金制度を今年度創設して運用しているところでございます。また別途民間事業者でございますけれども、一定規模以上の自然エネルギー発電施設を整備する際の費用への補助金制度も新たに設けたところでございます。

なお住宅用太陽光発電システムにつきましては、現状を申し上げますと、昨年7月の再生可能エネルギー特別措置法施行以降導入が進んでいるところでございます。1つのデータといたしまして、国の住宅用太陽光発電導入支援復興対策費補助金というものがございます。これにつきましては平成24年度は一般社団法人太陽光発電協会の太陽光発電普及拡

大センターJ-PECを窓口といたしまして、出力10キロワット未満の太陽光システムで55万円以下のものに対しまして、1キロワット当たり3万又は3.5万円の補助が行われているというものでございます。この国庫補助の県内の決定件数でございますけれども、平成24年の4月から12月までの9カ月で1,447件となっているところでございます。全体での件数といたしましては、J-PECでの補助事業が始まりましたのが平成20年ですが、年度を通じてのデータがありますのが平成21年度でございますけれども、平成21年度につきましては963件であったものが、9カ月で1,447件ということで大幅な増加をしているところでございます。

また一方で太陽光発電システムにつきましては、最近価格の低減が著しいところでございます。経済産業省のデータによりますと新築設置の場合の平均的なシステムの価格でございますけれども、平成23年度の1～3月期、平成23年度末のキロワット単価は、46.6万円でございますけれども、これが平成24年度の10～12月期になりますと42.7万円と3.9万円程の価格低下となっております。

またさまざまな業者でシステムを開発されているところでございまして、安価なものにつきましては標準工事費税込でキロワット単価35万円程度の物も出てきておるといようなことで、平成23年度末の平均価格と比べますと11.6万円程安くなっているという状況でございます。

固定価格買取制度でありますとか、こういった価格の下落の状況を考慮いたしますと、10キロワット未満の固定価格の買取制度でございます10年間での投資を回収できる程度の価格にまではなっている状況にあるかと考えてございます。

また県内の民間金融機関におきましては、住宅用太陽光発電設備の導入を対象にいたしました金融商品を設けられていると聞いているところでございまして、私どもといたしましては、こういったさまざまな国でありますとか支援制度のさらなる活用が図られますよう積極的に周知啓発に努めてまいりたいと考えてございます。

また平成25年度の固定価格の買取制度でありますとか、国の補助制度がこれにつきましては現在まだ具体的なスキーム等につきましては明らかになっていないところでございまして、引き続きこういった支援制度の情報収集に努めてまいりますとともに、太陽光発電システムの普及の進捗状況、あるいは価格動向等につきましてもアンテナを高くして対応してまいりたいと考えております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

元木委員

ありがとうございます。かなりシステムの設置費用の免除も逡減をして、かなり安い価格で普及をしてきておるなあという中で、固定価格買取制度の価格もこれから少しずつ下がっていくのかなと、こういうことに対応していただきたいなあと思っておるところでございます。

今回の金融緩和の流れの中で、特にこれまで太陽光なんかでも提案出しにくかった小規模な事業所ですとか、低所得者層でも活用できるように、先ほども金融商品の話もいただ

きましたけれども、いろんな金融商品をしっかりと県民あるいは県内事業者の方々に活用していただきまして、この太陽光発電を初めとした自然エネルギーの構築というのがメガワットソーラーに限らず幅広い分野で活用されるようお願いを申し上げたいと思います。

それと同時に先般も防災研究センターというところで研修させていただいておりますと、震災の時に困ったことで、停電で困ったというような事案がたくさんありまして、例えば携帯電話が繋がらなかった、それ以外に水門が開かなかったですか、あるいはガソリンスタンドで電動の分でもガソリンが出なかったとか、そういったもろもろの事案があったということでございますので、そういった蓄電器の設置ということについても積極的に取り組んでいただいて民間の方々が少しでも活用しやすい制度につくっていただきますように要望したいと思います。

それと今回、私、代表質問で取り上げさせていただきましたスポーツの関係で生涯スポーツの振興ということで、知事さんから総合型地域スポーツクラブの育成について、今後も積極的に取り組んでいただくというようなお話をいただいて大変心強く感じております。やりとりの中でも、市町村における設置率が全国平均78.2%を大きく上回る91.7%となっており、会員数も着実に増加しておるということでございますけれども、この会員数の今現状はどの程度なのか、それと市町村のスポーツ振興計画というのが独自で作られておるということでございますけれども、どの程度の今進捗状況なのかお伺いをいたします。

近藤県民スポーツ課長

ただいま元木委員から総合型地域スポーツクラブの会員数、それから市町村のスポーツ推進計画の策定状況について御質問いただいております。

総合型地域スポーツクラブでございますけれども、知事からも御答弁いたしましたように、県民皆様がそれぞれの体力、年齢、目的に応じまして、身近な地域でスポーツに親しむことができる環境整備を行うということを目的として、これまで育成支援に取り組んでまいったところです。

5年前の平成19年からの推移を申し上げますと19年が4,427人、20年が4,671人、21年5,456人、平成22年6,748人、平成23年7,271人、平成24年度では7,732人というふうに着実に増加をしているところでございます。

それから市町村の計画の策定状況についてでございますが、生涯スポーツの推進、県下全域でスポーツを推進していくためには、県、市町村を初め、総合型地域スポーツクラブ、大学、医療関係などさまざまな主体が連携して取り組んで行かなければならないと考えております。地域の実情に即した取り組みを進めていくためにも、市町村との連携が大変重要であると認識しておりまして、昨年7月と11月の2回、市町村の担当課長会議を開催いたしましたして、県で策定を進めております徳島県スポーツ推進計画案の御説明に合わせまして、市町村においても地域の実情に即した計画を策定いただきたい旨の御依頼をしたところでございます。

現在の策定状況でございますが、策定済みの市町村は5市町、策定予定が1市、策定を

検討中又は未定は18市町村という状況でございます。また、市町村の方にも御協力をいただきまして、現在県下各地で4,000人の県民の方々を対象にしてスポーツの実施に関する県民アンケート調査を実施しておるところでございます。調査結果がまとまり次第、各市町村にも情報提供する予定としておりますが、地域ごとのスポーツ活動の実態を市町村の方にも把握いただきまして、各市町村の施策にも反映いただくとともに地域の実情に即した計画策定を積極的に呼びかけてまいりたいと考えております。以上でございます。

元木委員

会員数については平成24年で7,700人を突破したということで、かなりのスピードで会員数も増加をしていることは評価させていただきたいと思えます。また市町村についても5つということでございますけれども、これもまた全市町村が計画をつくっていただけますようにご期待を申し上げております。子供からお年寄りまでが一緒になって楽しめるスポーツ環境の整備ということでコミュニティの育成という観点を踏まえて、ぜひこれからも取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

私が1つ懸念しておりますのはtotoの助成金というのがございまして、これで市町村の方はその会費収入プラスアルファの運営費をいただいたわけでございますけれども、このtotoの助成というのが5年で途切れるというようなことで早くから設置されてる団体の方なんかは、これからどうしていこうかなと不安の声もございまして、そういった財政基盤の拡大という点についてもですね特段の御配慮を賜りますように要望いたしまして終わります。

藤田副委員長

最後の委員会ですので、1、2点。私も一般質問させていただきました関係で関連して質問させていただきます。

私は御答弁はいりませんが、丸若委員さんそれから元木委員さんと同じですね環境にやさしくすると家庭経済に影響があるということで、いろんな問題を表裏一体で挟んだのは事実なんですね。私のところもこの前もいっぺん質問しておりますが、公共下水、集落排水。非常に加入率が悪い、それは何かしたら料金が高すぎる、そういうことだろうと思う。だからやはり合併浄化槽に関しては管理と点検、それから検査、一体的にできて、少しでも経費が安くなるようにやっぱりいろいろ考えていただきたい。また集落排水については、やっぱり加入率というのが一番だろうと思うんです。

私は今核家族でおりますが、ものすごいです。水道料金の換算になるとそれはもう家庭の洗濯から庭打ちの水まで全部入りますんで、いっぺん地元にも市長にも上限を抑えたいかがですかと、そしたら加入率も上がるんじゃないかと、という話もしたんですが、やはり20数%の加入率では運営が非常に困難であると、まあ行政も大変でしょうがそれを負担する人も、例えば20%ですと5人分やらのあかん、まあ一部補助があるかもわかりませんが、非常に高くなりますんで、真剣に考えてですね、御指導いただくのは多分ここだろうと思

うんです。市町村が独自でやれっていうわけにはいかんのですね。だからいろいろと相談しながら発信していただきたいと思います。御要望であります。

また先般国文祭大変お疲れさんでございました。第2回ということで、ただ私も皇太子殿下の御来県を久方に胸をすくような非常に素晴らしいアスティでのイベントを見せていただきまして、多分きょうおいでる皆さんも同じ気持ちの人がたくさんおたらええですが、御苦労さんでございましたというわけなんです。

そういう意味で私ども議会で国文祭をお手伝いするというので、議員が議会コンサートということでやりました。

特に私の思いはそういう今殺伐とした時代の中で子供に文化を通じて心豊かな人間になっていくためのですね、ほんとに伝統文化の継承、それから音楽もそうでしょうし、それから文芸もそうでしょうし、文化ってのは非常に幅が広い中でそういうものをどうするんかなというお話をさせていただきました。まあいろいろと御答弁をいただいているいろいろ質問したいんですが、これからそういう地域の子供達にどう文化を継承させていくのか、とそういうことでお答えいただけたらと思います。

佐藤とくしま文化振興課長

藤田副委員長からの伝統文化の継承についての御質問をいただいておりますが、伝統芸能に限らずいろんな文化があると思いますけれども、伝統工芸とかあるいは食文化それから地域の年中行事あるいは町並みや景観といったものも含めて、そういう地域の伝統文化というものが長年磨きをかけながら継承されてきた、非常にかげがえのない貴重なものだと考えております。それはもう地域の歴史や風土といったものを背景にはぐくまれてきたものでありますから、もちろん地域の個性を反映した地域の魅力の源になってるんじゃないかと、それから地域の住民にとって大きな誇りや自信につながっているものだと考えております。

それともう1点、それに加えて、やはりそこには日本の文化の本質的なもの、礼儀作法であったり立ち居振る舞い、あるいは日本人の繊細で丁寧な、あるいは緻密で簡素な、そういう日本人ならではの感性が息づくのが伝統文化でないかと考えております。そういった地域の伝統文化を子供たちに伝えていくということは非常に教育的な意義も大きいものでないかと考えております。

それで我々としましても前回の国民文化祭の後、文化立県とくしま推進基金というものを設置しまして、そういう伝統の継承あるいは国民文化祭の成果をますます発展させていこうといったような活動に取り組んできたところでございますが、このたびまた基金の積み増しもお願いしておりますところですが、そういう地域の伝統文化の次世代あるいは後継者の育成といったものに対して、しっかりと支援をしていきたいと考えております。

また先ほど申しましたように、教育的な意味も大きいものでございますから教育委員会においてもそういった制度を持っておりますし、あるいはそういう地域の伝統文化というのは地域の個性を反映したものとして観光資源としても非常に有効なものでなかるうかと

考えております。

そういったことで我々だけがやるのではなくて、教育委員会であったり商工労働部など、いろんな部局あるいは市町村と連携して、そういう地域の伝統文化の継承にしっかりと取り組んでいきたいと考えております。以上です。

藤田副委員長

私どもの方ではね、この前御答弁いただいたし、それからもう皆さん御存じの能、子供の能教室もやっているわけですが、子供さんにはまあいろいろなジャンルもある、そしてほんとに日本の心をどう説くところまで行くかもわかりませんが、心を教える時に1つ疑問なのが疑問ていうかわかりづらいなあってのがこれ全部教育委員会を通るのかなと、県は文化課ってのはあって、教育委員会は多分お話が行って、その話が教育委員会から地教委に来て、地方の教育委員会はそういうお世話をしながら受け付けてやると何か非常にこう複雑な感じがするんですね。実はもう数カ月前にですか地元のほうで文化のこともまた違う音楽の子供さんと一緒に地域で音楽を教示してそれを発表したいとか、いろいろ子供さんに教えると子供の発表というのは楽しみですからそういう支援はないもんかってことで実は町田文化スポーツ立県総局国民文化祭課長に聞いたことがある。とんでもなくたくさん、わからんぐらいあるんですね、支援が。

伝統文化の振興これに対する支援こういうのが官民と合わせてやってくれという。だけどそれは果たして県民によく発信しているのかなと、探そうとしてもなかなかわかんない。国からの施策が1つの流れでおりるといってわかりやすい。だけど各種団体等さんがいろいろ御支援いただいてそういう文化振興に対する支援、こういうのはどこで探したらいいんですか。

鎌田文化スポーツ立県総局長

藤田副委員長さんの方から、文化振興にあたっての施策が非常に縦割りだと。県知事部局あるいは教育委員会また市町村、そういった部分でいろんな多岐にわたる。さらに言いますと企業といった部分でもいろんな分野があるということで、それらが住民の方々あるいは文化団体の方々に十分に伝わっていないという御指摘、まさにその通りだと私も感じているところでございます。

そういったことで今回いろんな予算、各教育委員会それから県、御審議いただいておりますけれども、そういったそれぞれに部局がどういった事業をやっているのかということと十分に連絡調整しようということで連絡調整会議をやっております。

さらに、それを具体的に落としていくためにも継続していこうということを考えております。またさらに市町村の方々とも文化担当の担当課長会議の場でも藤田副委員長さんのそういった趣旨の各文化団体が困っていることを要望されていることを十分吸い上げた中での担当課長会議、そういったものを開催してまいりたいと思っております。そういったことを通じまして我々のやっていること、あるいは文化団体の必要としていることがうま

くマッチングできるように進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

藤田副委員長

今御答弁いただいたわけですが、県民局サイドっていうのはこういう発信はなさっておるんですか。やはり南部、西部、地方の行政の1つの伝達機関ですし、いろいろ御理解いただく機関、今のお話のとおり、いろんな整理をして、そしてネットも大事でしょうけど、まず一般の人がどこに行ったら聞けるのかなあと、そして行った時にその辺はわかるような人がおればいいんでしょうけど、なかなか大変かなと、そうするとネットの中に文化支援の事業ていうんを出して、そこ開いて見てくださいと、それで合うもんは市町村なり県民局の方にお持ちくださいとかそういうシステム作りですね、ぜひ一考していただきたい。わざわざあんだけの素晴らしい徳島県の中でやっぱり文化ってのは新しく再発見されたんではないかなと。特に今の時代の中では、そういう心をいうんですか、そういうものを大事にしなきゃっていう道徳の話もたくさんこの議会でも出てきてますんでね。その面でもぜひ無駄にならない宝がたくさんあるのに、それを使えないでいるというのはもったいない話ですわね。ぜひそういう機会をつくっていただきますようお願いして終わります。

南委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました県民環境部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって 県民環境部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第65号

以上で、県民環境部関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案は、いかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」という者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中の継続調査事件についてお諮りいたします。

お手元に御配付しております議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

本年度最終の委員会でございますので、一言ごあいさつを申し上げます。

総務委員会の審査に当たり、委員各位におかれましては、この一年間、終始御熱心に、御審査を賜り、また、委員会運営に格段の御協力をいただきましたことを、厚く御礼申し上げます。

おかげをもちまして、大過なく委員長の重責を、全うすることができました。

これもひとえに、委員各位の御協力のたまものであると、心から感謝申し上げます。

また、県民環境部関係の審査に当たりましては、妹尾県民環境部長をはじめ、理事者各位におかれても、常に、真摯な態度をもって審査に御協力をいただき、深く感謝の意を表する次第でございます。

理事者各位におかれましては、審査の過程において表明されました委員の意見並びに要望を十分尊重され、今後の諸施策に反映されますよう、強く要望してやまない次第でございます。

最後に、報道関係者各位の御協力に対しましても、深く謝意を表する次第であります。

時節がら、皆様方には、ますます御自愛いただきまして、それぞれの場で、今後とも、県勢発展のため、御活躍いただきますことを祈念いたしまして、私のあいさつといたします。どうもありがとうございました。

妹尾県民環境部長

県民環境部を代表いたしまして、一言、御礼を申し上げます。

南委員長さん、藤田副委員長さんをはじめ、委員の皆様方におかれましては、この一年間、予算案、条例案をはじめといたしまして、県民環境部の様々な案件につきまして、御審議・御指導をいただき、深く感謝を申し上げます。

いただきました貴重な御意見、御指導をしっかりと受け止めまして、今後の事務・事業の推進に活かして参りたいと考えておりますので、なお一層の御支援、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、委員の皆様方におかれましては、今後ますますの御活躍をお祈りいたしまして、簡単ではございますが、御礼の言葉とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

南委員長

それではこれをもって総務委員会を閉会いたします。（15時10分）